

令和3年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
32	意見 1	県民活躍推進課 (総務学事課)	私立学校振興活動 費補助	<p>[補助対象経費の限定について]</p> <p>当初予算と決算額の乖離について、不祥事やコロナ禍が原因の年度もあったことにもよるが、ここ数年実績が当初予算を大幅に下回っている現状がある。</p> <p>また、実績報告書の支出内容については、県で各証跡資料との突合せが行われているが、現状では、補助金の詳細な資金使途は私学協会に全面的に委ねられている。しかし、青森県の私立学校の教員全体の資質向上を目的とするのであれば、県が指定する使途(例えば研修テーマが内容レベルともに補助の趣旨に沿うものであるか等の審査に適ったもの)に限定することも考えられる。</p> <p>さらに、私学協会が主体的に行う活動費の補助を実施している自治体(都道府県)は、全国的に少数であるのが実態である。</p> <p>以上を勘案すると、当初予算の策定及び交付要綱の策定から実績報告書の審査に至る過程において、補助金の目的に沿った有効な使い方がなされているかどうかという視点で、補助対象経費を限定していくことを検討することが望ましい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会等が開催できず、執行率が低い状況が続いていたが、令和4年度においては年度当初の予定どおりに研修会等を開催し、予算額と決算額の乖離は解消された。</p> <p>本事業は、私学協会が実施する私立学校の教職員研修事業等に対して補助するもので、全ての学校種の教職員の資質向上等の取組を支援し、本県教育の振興に資する重要な事業であることから、各種研修会で学んだ内容については、学校内で共有させ、私学の教員全体の資質向上に確実につなげるよう、現地調査時に口頭で伝えているところである。現地調査の際の指導は継続して実施しており、また、令和6年度の交付要綱策定時における交付申請書の提出依頼に際しては、研修内容の妥当性及び必要性を事業計画書に記載することや、学校内での共有やアンケート実施による研修の充実等を図るよう、書面により指導した。</p>
35	意見 2	県民活躍推進課 (総務学事課)	私立学校教職員退 職金財団経営基盤 強化事業費補助	<p>[補助金の効果測定の方法について]</p> <p>県の補助率は全国で最下位かつ全国標準値の3分の1以下であり、極めて低い水準になっている。一方、当該退職金財団は、財政健全化のため①加盟する学校法人の負担金率引上げ②運営管理費の削減③新規加入者の確保、に取り組んできた。しかし、負担金率の引き上げは加盟する学校の負担増であり、この先の増額は限定的であるといわざるを得ない。特に幼稚園は小規模な園が多く、ここ数年負担金率も同率で実質上限に達している。また、多額の負担金を嫌って退職金財団への加盟をしていない事例もあると聞く(13法人)。県では、当財団に加盟しない法人毎の個別具体的な理由までは把握されていないが、中には経営が思わしくなく教職員の退職金の支払いにも窮しているところもある可能性は否定できない。加盟するかどうかは法人の任意ではあるものの、加盟した法人には、県だけでなく国からの補助も出るため、教職員にとっては安全な退職資金が外部機関にプールされることは望ましいことに疑いない。</p> <p>県は財団に対して財政健全化を急がせることで、このような加盟をためらわせるような事例を出さないよう、新規加盟者にも配慮したバランスのとれた対応を退職金財団に促す必要がある。その際、県は、退職金財団が新規加入者の獲得についてどのような努力をしているかヒアリングを実施した結果をスコアリングする等、定性的な評価も行い、保有割合だけでなく、本来同基金が私学の教職員のセーフティーネットとしての制度であることにも配慮したバランスのとれた評価を実施することが望ましいものとする。</p>	<p>財団の自主的な取り組みを促すため、令和3年度の補助事業からは、新規加入率を原則100%とすることや、収入確保に向けた取組(負担金収入増・運用収益増・管理費削減等)の内容について記載させ、経営基盤強化に向けた財団の具体的な取組についての把握を行ってきた。</p> <p>意見のあった事項についても、財団の取組状況等を聴取しながら、現在着実に進みつつある財政健全化を促進させるため、令和6年度から令和8年度において補助金額を増額し、財団の経営基盤を強化することとした。また、財政健全化の取組に伴い増大していた学校法人の負担への対応については、財団の財政健全化の状況も踏まえ、これまで補助金交付の要件としていた負担金率の引上げを見直し、令和6年度からの補助事業からは要件としないこととした。</p>
152	意見 46	誘客交流課	あおりMICE開催 費補助	<p>[小規模MICE補助の補助対象市町村の特定化について]</p> <p>小規模MICE補助は、小規模MICEを実施している市町村を対象に、市町村が交付した補助金に対し、県が補助金を交付するものである。事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。県としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村ではDMO(観光地域づくり推進法人)や観光コンベンション協会が小規模MICEの誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模MICEを実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から問題である。</p> <p>今後、DMOや観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。</p>	<p>令和6年度予算においては要求しないこととし、財政課とも協議の上、当補助金は令和5年度をもって廃止とした。</p>